平成２９年（フ）第７２号
新潟県胎内市本郷町14番24号
債務者　近藤　敏昭
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第９２号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目390番地２
債務者　朝倉　利幸
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２８号
京都府舞鶴市字下安久67番地39
債務者　佐藤　妙子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
京都府綾部市新庄町鍬37番地　西田方、住民票上の住所京都府福知山市岩井新町29番地
債務者　西田美也子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第３５１１号
大阪府枚方市磯島茶屋町９番４―101号
債務者　吉岡　美紀
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５５４号
大阪市西区本田１丁目10番18号８Ｆ
債務者　大塚　功晃
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５９７号
大阪市大正区千島２丁目４番１―632号
債務者　本田　裕子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６３９号
大阪市住之江区緑木１丁目２番31―1007号
債務者　土井　清隆
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６６４号
大阪府東大阪市新家中町７番２―303号
債務者　巽　　隆司
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７０６号
大阪市淀川区西中島１丁目９番19―205号
債務者　矢島　健児
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７１１号
大阪府八尾市老原１丁目128番地の２　ミネアポリス303号、前住所大阪府八尾市旭ヶ丘２丁目19番地の１　ＩＭＡＧＯ　114号
債務者　松崎　隆宏
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７８６号
大阪市東住吉区南田辺３丁目26番16号
債務者　田中佐栄子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７８７号
大阪市東住吉区南田辺３丁目26番16号
債務者　田中　慎一
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９７１号
大阪府八尾市栄町２丁目５番10号　光南荘
債務者　山岡　武志
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０６６号
大阪市東成区大今里西２丁目７番３―305号
債務者　松木　洋介
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０７０号
大阪市天王寺区上汐３丁目６番７号　ラカーサ上本町1002号
債務者　森本さとみ（旧姓大畑）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０８６号
大阪府八尾市北木の本４丁目38番地の１　シャトレコートＣ　103号
債務者　長谷川美惠
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部